

平成23年度第2回木更津市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

○開催日時：平成23年10月6日（木） 午後3時から午後4時35分まで

○開催場所：木更津市役所 4階入札室

○出席者氏名

審査会委員：鬼形むつ子、清水幸雄、白石哲也、成瀬敏郎、山田次郎

木更津市：（事務局） 総務部総務行革課 小山参事兼総務行革課長

高岡副主幹（法規担当総括）、佐久間主任主事

（担当課） 総務部総務行革課 地曳副主幹（行政改革担当総括）

○議題等及び公開非公開の別

諮問（情報全部開示決定に対する異議申立てについて） 公開

諮問（情報全部開示決定に対する異議申立てについて）の概要説明について 非公開

諮問（情報全部開示決定に対する異議申立てについて）の審査について 非公開

○傍聴人の数：0人

○会議の内容

高岡副主幹 本審査会の会議につきましては、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定によりまして、「審査会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。」と定められております。以後の議事進行につきましては、清水会長にお願いしたいと存じます。

おそれいりますが、清水会長、よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、規定に基づきまして審査会を始めさせていただきたいと思ひます。始めに形式的なことですが定足数の確認の問題がございまして、本日は全員ご出席でございますので、規則に基づきまして本会議は成立していることを確認させていただきます。

もう一点、会議の公開、非公開の問題でございますが、木更津市の審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして本審査会は原則非公開になっておりますが、委員の皆様方から特に公開すべきのご意見がございましたら検討の余地がございまして、いかがなさいましょうか、委員の公開の申し出なしでよろしゅうございましてでしょうか。本審査会は非公開とさせていただきます。

後ほどですね、会議が終わりますと議事録を作成しなければなりませんので、会長のわたくしと会長が指名する委員が1名署名することになっておりますが、本日の会議のご署名は白石先生でお願いできますでしょうか。

白石 はい。

会長 それでは、次第に沿ひまして進めさせていただきます。まず、諮問書からお読みいただきますでしょうか。

総務行革課（諮問書 読み上げ）

会長 お手元に写しが配付されておりますので、お読みいただきたいと存じます。引き続きまして、総務行革課の行政改革担当から諮問の概要についてご説明をお願いいたします。本来担当課というのは総務行革課なんです、事務局の法規担当と行政改革担当と担当が分かれておりますので、分かりにくいものですから総務行革課の下の担当のところまで呼称を付けさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

総務行革課 それでは、着座にてご説明をさせていただきます。総務行革課行政改革担当の地曳と申します。私の方から、今回の異議申立ての概要についてご説明申し上げます。

今回の異議申立ては、情報開示請求に対し全部開示決定をしたところ、当該情報に記録されている第三者から異議申立てが提出されたというものです。本日、お配りした資料の「異議申立て事件に係る諮問までの経緯」をご覧くださいとおもひます。現在市民会館の指定管理者である株式会社ケイミックスが、平成20年9月10日から平成23年5月30日にかけて木更津市に対して、(1)指定管理者指定申請書のうち事業計画書及

び収支計画書、(2)平成21年度木更津市民会館事業報告書及び決算報告書、(3)平成22年度市民会館事業報告書及び決算報告書を提出しております。

既に皆様にお送りした資料のインデックスの1の情報開示請求書の写しのとおり、先ほどの指定管理者が提出した資料について、市長に対し開示請求がなされました。市長が開示決定に際して、第三者である指定管理者に意見照会をしたところ、皆様にお送りした資料のインデックスの2のとおり、一部の情報について「指定管理者のノウハウが含まれ開示されると支障を生じるとの意見書が提出されました。

実施機関において開示対象情報を精査したところ、指定管理者から提出された意見書の内容では、具体的にどのような支障があるのかといった説明が不十分であり、木更津市情報公開条例第7条第2項の「法人の事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの。」に該当するものと認めることができなかつたことから、皆様にお送りした資料の3のとおり、全部開示決定を行いました。

この全部開示決定に対して、指定管理者が異議申立てを行ったというものです。なお、この異議申立てを受け、市長が職権により全部開示決定処分の一部執行停止処分を行い、一部執行停止処分の残りの部分につきましては、既に開示を実施しております。

皆様にお配りした資料のインデックスの2の異議申立書をお開きください。この異議申立書の2ページ目の下段の5の前の段ですが、「以下、本件は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条2のイ「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれのあるもの」となる不開示情報であり、「行政機関の長は不開示の決定をしなければならない」と定められている本法に照らしても、全面開示は解釈、運用面で納得できないものがあります。」との主張があります。

本件異議申立書では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イに該当することを理由としておりますが、本件決定は、木更津市情報公開条例に基づくものであるため、木更津市情報公開条例第7条第2項本文の「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、または社会的信用を損なうと認められるもの。」に該当することを理由としていることと思われま

そのため、当庁といたしましては、情報公開条例第7条第2項に該当することを異議申立ての理由としているという前提で、審査をお願いしようとするものでございます。私からは以上です。

会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明で何か疑問点というかですね、お分かりにならない点がありましたら、ご発言をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

委員 はい。

会長 ということになりますと、実質的な審議に入るということですが、ただいまご説明がありましたとおり、情報公開条例上のいわゆる法人情報に該当するかどうかということが審査の対象になるわけですが、その場合にですね話の大前提として情報の中身が私どもには解りませんので、現在お配りしている資料というのが、A3の対照表の方をこれをご覧いただきまして、最初の表紙の部分ですと、職員配置計画と、これが職員の実人数を開示することが当該グループのノウハウの流出になるという主張を異議申立てにはされているわけですが、これが相当であるかどうかについて順番に検討させていただきたいというふうに思うわけですが、もし黒塗りされている部分が解らない、解らないということで審理できないということであれば、インカメラ審理ができることとなっておりますので、もしインカメラ審理が必要であるということであれば、その旨を申し出ただけければ、実施機関側に要求させていただくということになるかと思

まず順番に片っ端から処理をして行くというやり方をとるか、それとも一般的な総論的のところからお話をするかということですが、時間の制限もございますので、大きな論点からまとめてお話をさせていただいた方がよろしいかと思

まずA3のほうでお話をしていきますとですね、例えば、職員配置計画というのは、どうやらその一定の数の人間をいろんな施設で使い回しをしていて、実人数があちこちから報酬はとるけれども、実際の実員とその現実に存在する人間というものの数がどうやらイコールになっていないらしいものをノウハウということかどうか、ノウハウの範囲とはどういうものをいうかについてご審議をいただきたいと思

通常法的な理解で申しますと秘密されているのが話の前提でございます。秘密になるという話であ

るということであると、当該異議申立人のほうで秘密として管理されているかどうか、そして、現に現実に秘密であるかどうかということの判断をしなければならなくなるわけですが、こういう配置計画というのは、実施機関側にお尋ねをしたいのですが、これ以外の文書で今日は何人いるとか、何月何日には何人いるとか、今月は何人いたとか解るものは、

総務行革課 月次報告をいただいておりますので、そのなかで解るところもございます。

会長 逆算して、この人数が解っているものがあるということであれば、ここだけを隠しても意味がないということになるのですが、当然総務行革課としては中身をご存知な訳ですから、これはノウハウに当たるんだというふうにご判断なさったと思うのですが、その理由を教えてくださいと思います。

つまり、本来の制度からいいますと異議申立人がこれがノウハウだよと消してくれというから消すのではなくて、実施機関側が自分で判断をなさってこれがノウハウにあたると思ったということであろうと思ったのだらうと思うのですが。

総務行革課長 こちらの塗ってある所は、うちの判断でとりあえず塗ったということではなくて、うちの決定は全面開示でしたから、ただ相手のほうから異議申立てがあるということで、うちでは一時執行停止をかけようと。具体的にどここのところを留めておくかということで、これは指定管理者側の指摘というかそれに従って塗ってある。

会長 そうすると、この職員配置計画のところの職員の人数を消すのは、いかなるノウハウであるかについてのご説明は異議申立人からはないということと考えてよろしいでしょうか。この人数を言ったら、こういうことが困るのだと、こういう財産的な価値があるのだと。

高岡副主幹 本件意見書を提出していただくといえますか、開示決定をするにあたりまして意見照会を行っております。まずどこがノウハウがあるのかと、そういった点について意見照会を行っております。最初に諮問までの経緯を見ていただければわかりますとおり、はじめに意見照会をしたうえで次に期間延長をしております。

意見書の提出につきまして、最初に指定管理者のほうからこういった形でここがノウハウですよということ意見書を最初出してきてくれたのですけれども、それを見ましたところ具体的な主張立証がなく、さすがにこれでは意見書として、これではノウハウが解りませんということで、行政指導によってお持ち帰りを一度いただいております。そのために開示決定の再延長を、ですから、もうちょっと精査をしたいということで指定管理者が再延長お願いしますと言ってきたもので、再延長をさせていただいております。

その後。

会長 ちょっと待ってください。そこまでの経緯で最初にどのような物を持ってきたかということについては、記録がないわけですね。

高岡副主幹 はい、お持ち帰りしていただいたもので。次に、個別に具体的な主張立証をしてくださいということを申しましたので、その後上がってきたものが、こちらのA3版の意見書部分、左側の部分、これはわかりやすくするために書いたものです。この記載が指定管理者側の主張というふうにご考えております。この主張を見たところ、うちの方としては単にこれだけでは不利益がある、具体的な不利益があるというふうに見ることができなかったもので、かといって、再度延長するとなると今度は開示請求者に不利益を与えてしまいますし、本来の趣旨を逸脱してしまいますので、今回のこの意見書の範囲内でノウハウが実際に認められるかどうかを判断させていただいて、開示決定という判断をしたということになります。

会長 わかりました。ということは、非開示の範囲というのは異議申立人が主張した範囲でこれである、ということですね。

高岡副主幹 はい。

会長 ありがとうございます。もう1点ですけれども、例えば5頁をご覧くださいまして、下の方に5頁から6頁というふうに左側に書かれているのと、右側の(2)の教育研修体制というところ付き合わせますと、(ア)、左側がついてたりついてなかったりしますけれども、(ア)の部分が見だし部分も消されて、そして下の説明書きの何行あるかわかりませんが、だいたい3行ぐらいかなというところが消されていて、左側のほうをみますと(ア)というのは「人権研修」だというふうにわかる訳で、これは異議申立人が自分で「人権研修」と書いてきて、その項目を非開示にしろといったというふうにご理解してよろしいでしょうか。

高岡副主幹 このA3版の5頁の(ア)のところですが、消してある部分につきましては、指定管理者のほうがこの部分を消してくださいとこの現物を示してきました。プラスアルファとして意見書のほうも出してきました。これはうちのほうが不手際だったですけれども、本当でしたら意見書のほうに記載している項目については、ここは開示しておくべきでなければならなかったものだと考えております。こちらの意見書のほうは、指定管理者のほうが出してきたものです。以上です。

会長 先生方にお尋ねしたいのですが、本人たちが、異議申立人自身が自分でその公式な記録で書いてきているものについてはこちらは公開する訳ですから、その部分は開示することで判断するというところでよろしゅうでございませうか。自分で言っちゃてることですから。

白石 そういうことになるのだらうと思います。

会長 それでは、分量が多いものですから、この手のものは、左側の方に出てるものは自動的に開示するべきだという意見書を書くべきであるということでも十把一絡げで判断していただく。例えば、16頁をご覧頂いても「7 利用率の向上について」の大きな部分の「(2) 具体的な利用促進策」、左側を見ると「利用促進のミッション化」とか「営業担当の配置」とか言葉が出てきますが、どうも全部消しているところを見ると項目として「利用促進のミッション化」という検討をしたということ自体も非開示にしたいというような異議申立人の意思のように見えますし、そうでない部分も見えますので、目次部分ですから、ここは、山田先生いかがでしょうか。

山田 話しが元に戻っちゃうのですけれども、市のほうが開示するという決定をした。それに対して異議があった。なので、どっちにするかなんだけど、市の開示決定が妥当かどうか判断してくれと書いてあると理解して構わない訳ですよ。逆の見方もあると思うのでしょーけど。

会長 本来はそういうことになりませうね。

山田 だとするとですね、開示決定をした道筋が解らなければいけない。そうすると、同じ情報を持っていなければその適否を判断できないと理屈になると思うのですよ。判断した方はこの墨塗りをしている部分を全部見て、「これじゃノウハウにならないな」と判断している訳でしょう。具体的に、概括的なものでなくて、個別に見て、それを判断しろといわれる場合それを見なくて、その適否を判断するのができるのかなというものが根本的な疑問であるのですよ。そうすると、今の部分もそうなんですけれども、項目の部分もあるのですけれども、項目が隠されている下の説明部分と絡んでくる可能性もあり得ると思うのですよ。そうすると、そういう話だからいいのだらうと思うのですけれども、細かく考えるのであれば、そこを見ないで項目だけもそういうことになるのかという判断ができない部分もあるのかなと気もします。それは付けたしになるところで、そこから追っかけて根本の方が大きな問題だと思っております。

会長 市サイドとしては情報公開条例というのは基本的に全部開示が原則でございますので、市の保有している情報というのが、ですから開示決定をするというのが原理原則で、ただ、法人情報等に該当する、例外的な規定に該当したときに非開示にすることができる。市のほうは開示という決定をしたけれども、第三者からの異議申立てで一部非開示に留めている。留めていること自体が適切かどうかという検討をこの審査会で求められている訳でございますので。

先生おっしゃるように「見なきゃ、解らん」ということあれば、見るべきであるということであればインカメラ審理を要求しますけれども。

山田 単純な話し、わかりやすいのではないのかと。見たほうが仕事が速いのではないのかと気もする。理屈はさっき言ったことなんですけれども、現実問題としてそんな気もするのです。

会長 守秘義務がございますから、大丈夫だらうと思えますけれども、インカメラの規程を適用することとします。ご用意はあります。

高岡副主幹 はい。では、インカメラということで。

白石 ノウハウというのは機密性、一種の営業秘密、独自性というのはいらないのですか。

会長 創作要件はないと思います。

成瀬 会長。これをまた一々見てですね、見なければいけないので見るのですけど、結構量がありますので、これを精査されて、市のほうで「公開していい」とご判断された訳ですから、判断した根拠というか、それをペ

一パーでなくても、口頭でも、まずご説明いただくと業務にしても勘所が見えてくるのですけれども。

会長 非開示にされているものがいくつか分類ができるものですから、その分類ごとにとったのですが。

成瀬 どちらでも。

会長 今のような、先生のご意向によりますと、どこから手をつけたらよいですかね。

成瀬 会長の段取りどおりで、全然構いませんので。

山田 分類というのは、自分のノウハウだということと、債務不履行になるかといわれてる、そういうことの分類でしょうか。

高岡副主幹 はい。

会長 もともと指定管理者の制度でございますので、言ってみれば市の業務を請け負っている。市が、本来、市自身で行おうとすれば、この手ものは全部情報公開の対象となるわけです。そのときに第三者情報が入っているケースであれば、あるいは個人情報が入っているケースであれば、一にも二にも非開示だという扱いができるのですが、市に対して本来の市の業務の一部を行いました。こういう計画でやりました、と。そして、これこれこういうことでお金を使いました、という報告書をうちの会社のノウハウだから見せなくてもいいといわれるとそんなものかなとちょっと疑問がございまして、市の透明度を高めるという本来の情報公開制度という趣旨から考えれば、基本的に全部開示すべきでないかというのが、たぶん市側の出発点であると。その上で、具体的に個人情報に該当するあるいは法人情報に該当するという非開示理由に該当するかどうかということについての判断は先ほど事務側からご説明がございましたとおり、具体的に主張立証がない、これがこういうノウハウなんだということがない。ということですので、そういうことですので、どれにも該当しないということが包括的にご判断なさったのが、担当課のご判断、市のご判断でございまして、それに対して今度は異議申立人のほうが黒塗りの部分についてここがノウハウなんだと、場所を指定してきたと。今度は中身はなんだろうかと、これは具体的に主張しているだろうかと話になったときに、本人すら自分で行っていることなので、特に不開示にする理由は何もないと。もし「利用促進をミッション化」という項目を置くこと自体がその会社のノウハウだという話ということになれば、それは話は別かもしれませんが、目次ですからね、これはいかがかということに、先ほど申し上げたとおり、ここは整理できるのではないかと思いますので、1頁目のちょっと時間がかかるかもしれませんが、これはどれを見ればよいのですか。

高岡副主幹 一番厚いものの4ページの右側に。

会長 4ページの話になりますと、異議申立人は「事業担当（広報・企画・営業）」が1名、「受付案内担当」がいるのはわかりますけど、これが3人だというのが、法人情報、ノウハウだとおっしゃっている。説明書きでも「事業担当（広報・企画・営業）」の配置と、こっちにそうかかれてしまうと、黒塗りの部分が「事業担当（広報・企画・営業）」だとわかるわけですよ。わからないのは人数だけなんです。

山田 意見書の記載のほうと併せればということですね。

会長 意見書のほうは、基本的に全部公開です。

山田 これとこれを併せれば。

会長 併せると、この人数だけがわからないと。

山田 この部分が出てしまう。

会長 実施機関の立場として、意見書そのものを非公開とするという意味はございますか。

総務行革課 いいえ、ありません。

会長 ないですね。

山田 話しは変なんですけど、手法の問題になるかもしれませんが、確かに大雑把にガサッとやれば仕事が速いと思うのですが、先生は個別につぶそう、それにあたっては今いった形で撥ねられるものはほとんど撥ねちゃって、絞ってから個別につぶしていこうというお考えだということなんです。

会長 ええ。

山田 どっちがいいか、わからないですね。

成瀬 私は市のほうで見て、さっきチラッと著作権の書いてきていることもあったから、ここここはちょっとやっぱり、

会長 これを前提にして、市のほうがさらにもう一回検討する。

成瀬 既にもう検討しているので、ここらへんはぐらいは検討していただきたいけど、外はもう原則どおりでいいじゃないですかというような。

山田 程度問題があるということですね。

成瀬 その部分がもうお解りなんでは。

白石 今ざっとさわりの部分だけ、頭のほうだけ読むと、先程会長がおっしゃたようなノウハウというのがないのですね。定義でいうことのノウハウというようなものは読めとれなかったの、これを全部読んでいくことになる、そうは読めない、そうは読めないというだけで、この作業だけなのかな。それでもよければ、順次やっていってそうじゃない、そうじゃないで、終わりになると思うのですけど。

成瀬 ここは微妙というの、ありますか。

山田 それを先生のおっしゃるように、市に拾い上げてもらうというのも手だと思いますよね。

会長 市のほうで指摘できますか。

高岡副主幹 市のほうといたしましては、基本的にノウハウになると、法人ノウハウですので、判断がなかなかつかないと、やはり法人のほうに直に意見を聞いて、それを見させてもらって、確かにいうとおりでね、これがノウハウだね意見書のほうを見させていただきました。そうしましたところ基本的には事実こういうことが書いてあって「これはノウハウだ、だから競争上の地位を害すある」としか主張がないもので、どういうノウハウなのかというのは正直判断が全てついておりません。この内容自体を見ても、さほど、そのノウハウというのをうちが判断できなかったもので、結局はむこうが主張立証してノウハウだといってくれて初めてノウハウだと思うのですよ。ですから、むこうがそうっていないものなので、この部分が怪しいというのが申し訳ありませんがいえないというのが正直なところですよ。

白石 裏返してみると、担当も全部読まれたと思うのだけど、ざっと読まれて、いわゆるノウハウだと直感的に理解された場所はなかったということによろしいですか

高岡副主幹 例えば、研修、確かにあまり聞いたことがないような研修で、これは変わったのだからもしかしたらということはあるかもしれませんが、やはり所詮研修はこういう研修をやりませうだけしかないので、実際どういう手法でやるかとかあれば、ノウハウかなと思うのですけれども、変わった名前の研修とか見慣れないのはあるので、そういうのはどうかかなと思ったのですけど、具体的な内容を見ますとそれだけではノウハウで足りないのではないかなと。

会長 いろんな先例を見る限りでは、研修なんかで、民法の研修を何時間やりましたとか、それをお忙しいなかしいて成瀬先生にお願いしましたとか、そういうことがありますとね、それ自体が会社の持っている信用だったり、ノウハウの名前に該当するかわかりませんが会社財産であるといえるなとかたまにあるのです。カリキュラム配置でね、この辺にウエイトを置いているとか、どんな項目をやっているとか、新人研修でこんな項目までやるのかとかいうものがあったり、これもやらないのかとかございまして、それは様々な創意工夫というのがあって、それを一所懸命その担当者が考えて、会社として考えて、作ったカリキュラムを黙って外へ持っていかれる、ということは、大学ではシラバスは公開というのが決まっていますから、どこで真似されようと害はないのですが、企業の場合だとそういうこと自体も場合によってはコンサルタント会社がみないなものがやっているケースもありまして、それはノウハウに該当するだろうなというものはいくつかもあるのです。ここに出てきている資料というのは、私も実はインカメラで中身を今まで黒塗りで見ただけではないのですが、どうもなさそうだと。

白石 カリキュラムまで入ってきて、講義内容とか、研修内容まで入ってきてると、ノウハウっぽく感じるのですけど、項目だけでは、人権教育といってもですね。

成瀬 市民会館の職員の人権教育といっても、いろんなところでやっていることですから。

白石 ただ項目だけの話であれば。

成瀬 はい。

高岡副主幹 あと、しいて挙げればですね、35頁のところ「利用者ニーズの把握方法」ということでそれとなく優先順位をつけたりしている部分があったので、このへんはもしかしたら多少ノウハウに絡むのかなとい

う点もあったのですけれども、ここに見てあるとおりでだけでしたので、ノウハウまで行かないのかなと若干悩んだ点ではございます。一覧表が隠されてると思うのですけど、35頁。

会長 これもね、具体的に毎年毎年こういうデータを作って、調査をやってみて、紙によるアンケートだったとかどうだったとか、ネットはどうだったとかにということについてのデータが出てくればね、このデータは場合によっては企業秘密であるという言い方はできると思うのです。把握方法だけなのですね。

成瀬 おっしゃるとおりで、これをやってどういう統計学的手法でどう分析したか、それをどう評価を与えたか、これだけですと簡単にいうと請求書は切れないですね。これだけでは。

白石 何をやったのかを書いていないのですから。

成瀬 はい。分析手法の結果で。

白石 ここに出てる分析手法だって、これとなく目新しいものはなかったのですけれども、手法自体はないですよ。

会長 お手元にこういう、ネットのURLが書いてある、これは事務局のほうでいろいろ調べていただいた資料なのですが、全部打ち出しますととんでもない量となりますので、URLだけですが示していただいて、こういう事業計画書、公表されている資料を見ますとですね、本件の項目というのはだいたい出てくるのです。

成瀬 ホームページで全部公開、請求があったわけではなく。

会長 請求があったわけでもなく、自分から公開してる。これぐらいのものはPDFでポンと出てきてしまう、現実もございまして。

白石 全くの削除なしで。

会長 削除なしです。

成瀬 当社は、どっかの業者に投げたので、それが著作権にあたるか書いてあったと思ひまして。

山田 図がいくつか入ってますよね。18とか。24あたりかな。

成瀬 そんなところだけかな。そこが著作権になるかどうか、清水先生のご意見を聞きたいなと思ひますけど。

会長 仮に著作権がございまして、情報公開法では情報公開制度に基づく開示については著作権は及ばないということになっておりますので、30年ぐらい前の議論であればですね、著作権と情報公開制度のどちらが優先するか議論をする余地はございますけれども、今はそのことについても制度上著作権で情報公開を防げない。

白石 著作権の場合に、印刷物にして公開すると引っかかってくる可能性はありますけれども、ただ一人の人間の請求者に、それ自体コピー撮らせたということはそもそも著作権の侵害になるのですか。

会長 私的利用ではございませぬので、ダメでしょうね。基本的には。

成瀬 こうやって、各市等が公開しているなかには、当然写真とかいろんな物がなかにはくっついてきて。

会長 昭和50年代に神奈川県のマンション設計図の公開の問題がございまして、古典的な事件になってしまいましたけれども、請求者がマンションの建設反対で、マンションの設計図を見せると、それに対して「設計者」が、図面の著作権を持っている人間が自分の著作物だから公開してはいけないというふうに分争した事例がございまして、最高裁まで行かしまして、これがきっかけとなりまして情報公開法が改正となりまして、情報公開制度に基づく公開については著作権の権限が及ばない。

白石 はっきり。

会長 はっきり書いてあります。

白石 じゃ関係なくなっちゃたね。

会長 関係ないです。これはもう解決済みの問題。

会長 実は大変横着なもの考え方をいたしますと、ひとつは事務方からご指摘があったのですが、異議申立ての理由が情報公開法なんです。審理は情報公開条例になりますので。

白石 これは、却下。

会長 却下。

成瀬 この申立ては、いろんなの修正していますよね、住所とか名前とか、弁護士さん関わっていないのですかね。

会長 答申では、却下の余地もあるだろうと。それは置かしまして、他のいろんな市の事案に関する審査、あるいは

は裁判所の判例など見ておきますと、異議申立てについては、ノウハウならノウハウを持っている理由側のほうが主張立証すべきだ。主張立証がないという理由で蹴っ飛ばすのというケースが非常に多い事案で、それが本当にいいのかなという疑問ももちろんない訳ではございませんけれども、いわゆる判例法に従っている限りはそういう手法で審査会が判断すること自体は、特段問題はないだろうこれはいとも簡単に主張立証がないと終わらしてしまうことも可能なんですよ。そのへんについてのご意見。

白石 さっき先生のおっしゃた機密性、公開される情報の事象、どっちもないのですよ。

成瀬 今まで黒かったんで、黒いところしか見てこなかったんで、何ともいえないのですが、もう既にご覧になられた方が専門家ですから、いろいろありそうかなと気づいて。

会長 異議申立てのほうの立場で行きますと非常に弱い。具体的な数字が何もありません。

白石 計算書も大項目だけですもの、誰にいくら払ったとか具体的な支出先が記載されておりませんから。

会長 一つの参考になるのが事務局がお調べいただいた答申の中で鎌倉市もので、まだお配りしていない。

高岡副主幹 はい。

会長 では、配ってください。

会長 これがすべてのモデルというわけではございませんけれども、審査会の考え方として、前半のほうで法人情報というのが公開しないことができるということを認めた上で、非公開になっている部分、非公開されている部分、問題となっている部分は特に具体的に明らかに不利益となっている情報とは認められない、イのところ。あるいは、ウのところでは営業上明らかに不利益になるということは考えられない、エのところでは法人の営業活動に支障をきたすとはいえず対しては不利益を与えるというこういうもの書き方、他にいくつもございませぬので、こういうものの考え方でよろしいのかどうか。

成瀬 よろしいと思います。深く考えない発言なのですが、よろしいですか。31頁のところ、私は大学でリスクマネジメントを講じているのですが、31頁の事故発生の対応と事故が発生したらどうするかとか、損害保険をいくらかけているかというのは、これがノウハウとはとても思いませんので、非常連絡方法とどんな保険に入っているのかという、これがリスクマネジメントといわれてしまうとちょっと逆に困ってしまう。

会長 具体的に保険料の額でも書いてあればね。

成瀬 額は書いてあるのですが。

白石 保険料。

成瀬 保険料、支払いの。

白石 それは、ノウハウになるのかあ。

高岡副主幹 収支計画書では一応出ておるのですが、金額が非常に安いとかどうか。

成瀬 それは安すぎかどうかというのは、保険会社のほうのノウハウで、擁立三点の問題で。黒塗り以外のところは、サッとちょっとだけ気にかかったところを見ただけですが、会長のおっしゃる方向でいいのでしょうか。

白石 先程の決定書きパターンでよいのではないのでしょうか。

成瀬 事務局で読んでいただいて、1個ずつこれはどうですか、イエスノー、イエスノーって、こういやって、時間はありますのでよいのですが。山田先生どうです。

山田 決定書きの手法でやるとなると、分類分けするにしても全部潰さなければいけない訳ですよね。その作業は大変だろうと思うのですよね。類型しなければなやれないでしょうけれども、全部個別でやってしまうととてもでないけれども、分類するということが一つの簡略する方法なのですが、それでも多くなるじゃないかな。誰が起案するのかな。

確かにその知的産物ではあるなとは思いますが、例えばフローチャートにしてもフローチャート方式を考えたかということであればそうかもしれないですが、フローチャートの中身を替えた、入れてみて作ったのだけで、考えちゃえば知的産物なのでしょうけれども法的保護に値するかということになっちゃうと、やっぱり権利の問題がなければそこまではいかないと思いますね。

白石 成瀬先生はリスク管理の専門家ですから、こういうフローチャートとか教科書とかいろんな本、山ほど見て。

成瀬 おっしゃるとおり、それを引き受けているそういうのは、専門書でなくてハウトゥー本。



山田 業界の間じゃないので、作ったものがどの程度の価値がどこまであるかは解らない部分はあるんですけど、おっしゃるように立証責任は異議申立人にある訳なので、素人にわかるようにこれはこういう価値があるんだとかいってこない限りは、隠すべきノウハウという判定は難しいと思いますけど。

成瀬 このほかの業者にばれると次の入札のときに他のところで不利益になると。

白石 どうばれると、どう不利益になるかといってくれないと。ただ不利益になるといわれるだけでは。

成瀬 それは、ここだということが見えないですね。

会長 ここは書類をごまかしているといってくると、ノウハウになるのですがね。

白石 このお金は隠していると。

会長 そう情報公開のものの考え方は実はそうなのですよね、書類はいい加減のものであってね、信頼性が低いと行政府がいついていただければみんな非公開になるのですよ。あとは監査請求のほうでやってくれという話になんです。ところが、自信をもって出されたという書類になりますと困ることは何もないだろうということにならなくて、この場合も企業のほうは、一点だけ問題となるのが43頁みたいところ、こういう数字です。43に限らないか、44から何ページか続きますが。実は議論を軽視する限り、今までのこれを通常除く部分というのはおそらく先生方のご理解のとおり、たぶんこれはノウハウに該当しないと考えてよろしいかと、仮にノウハウだとして異議申立人がさらに争うということになれば、裁判所行けば、裁判官は間違いなく主張立証を求めるはずでございまして、異議申立ての、不服審査の申立ての部分で当事者が具体的なノウハウを主張しない以上は、先生方ご理解のとおり効果があると認められないと、資料では認められないと。問題は41頁以降の数字でございまして、この収支計画書の中でですね、例えば41頁の一番上のところで、自主事業における収入が637万円ですか、チケット販売手数料というのが12万円ですか、こういうものがあって、この収入があったという事実というのはノウハウでしょうかね。

成瀬 ノウハウではないですね。

白石 これは計画だから、目指すってだけですよ。

成瀬 もともと市のほうのプロポーザルという仕様書にもそういうことを書いてありますから。

白石 収支計画書ですから、こういう目標でやりますということを申告しただけですよ。

会長 異議申立人は内訳を書いてくること自体が、こういう見積りを出したこと自体が、ノウハウという主張なのだと思うのですが、予算ですからね。

白石 自分の頭のなかでイメージ湧かないですけど、それをもう少し具体的に、だからこういう数字が出たら、こういうリスクがあってと書いてくれればまだ考えようがあるんですけど、パッと見ただけだと、それがどうなるのというだけで、何が不利があるの、というだけでなってしまうですよ。

会長 電話料が48万円これが高いのか安いのかはよくわかりませんが、NHKの受信料3万円はこれはもう決まっていることではないかと。

これもやはり同じ手法で具体的にその数字について、法人のノウハウには認められないということでもよろしいでしょうか。山田先生いかがでしょうか。

山田 ちょっと気になったのは41頁ところ、書いていない部分に墨塗りしてありますよね、墨塗りのものとその墨塗りにないものを比べてみるとですね、41頁。自主事業収入の数字の右空欄なのですが、墨塗りしてあるのですよ、墨塗りしてあるところは、何なのかなと。

白石 備考欄何もかいてないところに線引いてある。

山田 自主事業のところと合計のところ、ないところに墨塗りしてあるのが、その下にもあるか、自主事業費のところ、合計のところもそうですが、空欄にしてあるところに墨塗りしてある。なんか気になる。無視してもいいのでしょうか。

会長 それは先生、行政文書の開示請求に対する開示の場合にも、その項目自体がないとかということ自体が、あるなしそのこと自体が。

白石 備考欄に何か記載があること自体が。

会長 ええ。昔ですね、今はさすがにそんなことしませんですけど、名前を墨塗りするときに、例えば「清水幸雄」と4文字を黒丸をつけた時代がある、4文字の人だというのが解る。そうすると4文字というのはあまり

珍しくはないのですが、名字が3文字、名前が3文字といったら、消した長さによって何が書いてあるのかが解る。実は業者が書いてきたとしたら、異議申立人が書いてきたとすると、支出額なんかでも長さで桁が解るのですよね、消し方としては非常に下手だなと。非常に長い欄を均等に全部消してくるというのが普通の手法で、不開示のお手伝いをしたときはそういう作業をしたことがございます。

成瀬 会長、30頁の。

会長 30頁。はい。

成瀬 塗りつぶしのほうで見ると意見がついてる、30頁の左側にある。

会長 30頁は全部黒塗りですね。

成瀬 意見で、当社とデザイナーとの債務不履行になると。これは情報公開とこういうものはどう考えればいいのか。ここでいっている趣旨はこんな図はマスコットでしたっけ、図なんですね。デザイン、書いて内容は何てことない、例えば不審者が出たらどうするかとか、火事が出たらどうするか、なのでですけど、こういうデザインを。

会長 債務不履行がご専門で。

成瀬 ですから、個人的には関係ないと思うのですが、何かもし見落としがあるとまずいので。御社との関係だけで人は関係ない。

会長 少なくとも、この会社との関係で成果物は当該公募への応募以外には使用しない、応募したことによって市が持っている。市は条例に基づいて情報を公開をする。ですから、基本的にはその会社の債務不履行にはならないというふうに、私は思いますが。

成瀬 なったとしてもそちら側の問題。もしなかったとして業者さんとデザイナーの関係だけで。

会長 でも、なりますか。

白石 業者さんが漏らした訳でなくて、市が情報公開に基づいて出すので、自分が履行行為をやっていないということになるのかな。

成瀬 いずれの側面からも問題なしと。

白石 自分が出せば、デザイナーとの債務不履行でしょうけど。市が出すので、行為をしていないのでしょうか。応募すること自体はデザイナーは当然認めている。

会長 デザイナーも応募者も木更津市に行くことはわかっている。木更津市に情報公開制度があるということがもしかしたら知らないかもしれないけれど、知らないでは許してもらえない。契約違反というのはここではなくて、この会社と当該デザイナーとの関係で債務不履行でないと、私は思うのですが。いかがですか、山田先生。

山田 公開されないだろうという期待で保護しないという考えですよ。だとすると保護されないという理屈になるのでしょうか。・・・事務はないという帰結ですよ。

会長 私が承知している限りの判例では、一般事業者が市に対して提供した場合ですらそうなので、このいうような指定管理者が市の業務の一部を負担する業者です。ここに対して、注文に応じてデザインを出して書類を出すということ自体は、市で利用されるということを話の前提しているはずで。

成瀬 なかなか法的な言葉を使っているのが少なくて、あとはだいたいノウハウとかそういうようなものと、デザイナーのこと、広くいえば著作権とか。

会長 もちろん、フローチャートそのものが著作物としてあり得ます。著作物として認められる余地はあります。本当はそうかどうかは解りませんが、誰かの真似をしたとかの可能性もありますから、でも、もし著作物であるとするのですね、本当は著作者の氏名表示があんです。こちらのほうからすれば第三者のデザイナーの存在というのが解らないのですよ。

山田 それもこれもですね、応募してもらったときにここで出してもらった書類は公文書になって公開の対象になりますよと断っていけば問題にならない話の訳ですよ。君津市のほうでも積算書の問題がありましたよね、断っておけばいいじゃないかと思うのですけれども、この件の解決には関係ない話ですけど、断っておけばいいと思うのですけれども、そのへんはどうしているのか

会長 担当はどう思っているのか。

総務行革課 指定管理者の募集要項によりまして、著作権の記録という欄がございます。木更津市は「応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。」ということで情報公開について言及した内容とはなっておりません。

山田 こういう問題が出てきて、どうしようとか議論になっていないのですか。

総務行革課 募集期間が過ぎておりますので、次の募集のときには議論になるかと思うのですが。

山田 こればかりではないのでしょうか。さっき言ったような建築とかの積算の関係とかね。出されると嫌になるだろうとかあっちこっちにある訳でしょう、そういうの全部含めてですね。こういうの全部募集要項に入れるべきだと思うのですけれどね。すいません余分なことをいまして。

会長 著作権の話になると、非常にナーバスな問題もございまして、例えば学校が新しく作って、校歌を募集するということに、著作権はこっちのものですよとなかなかいいにくい。ましては、高名な人をお願いするというようなケースになればなるほど、ところがそのところはっきりしておきませんと、校歌のCDを作るということに、権利主張されたりしまして、現実にあるのですよ。あとで混乱するといけませんので、力関係ですすね、市側が強ければ市に帰属しますというふうに書きますし、弱腰にでるときは著作権は向こうに留保されると場合もございまして。あとになって、著作権の管理は意外と難しいものですから、著作権は現実に作者に残っておりますよといっておいて、契約上目的の範囲内では自由に使えますよという扱いをするのが一般的な扱いなのです。そういう意味でこういった問題が出たときに、著作権をどうするか、あらかじめ市全体の方針でお決めになっておいたほうがよろしいかと、当審査会としてはご意見を申し上げるということにさせていただいて、本件の場合では山田先生もご理解のとおり、先ほどお話ししたとおり、著作権の問題はありませんので、そこは飛ばして結論を出して行こうと。鬼形先生何か。

鬼形 おっしゃることは、よく解りました。

会長 といたしますと、実は山田先生が大変だと言っていただけたのですね、誰がやるかということ問題がございましてけれども、一応私として話しかけたように、A3版のファイルの異議申立人本人が明らかにしている情報、それ以外のところですけども、羅列していきますと、ノウハウと認められない情報、事務事業の支障にあるとはいうふうには認められない情報と分けて行きまして、全部書いていくことになるのでしょうか、ある程度分類をしまして、そのうえで次の審査会ときに先生方に全部話しをさせていただきたいのですけれども、それでよろしゅうでしょうか。

白石 はい結構です。

山田 事務局で、できないのですか、

会長 ご協力はいただきますけれども、基本的には、

山田 ですから、単純に分類だったら、事務的なことであれば、いいじゃないか。

白石 良い悪いの判断が入ってきますので、ノウハウにあたらぬとか。会長の権限じゃない。

会長 事務局にご協力をいただきながら、やらせていただきたい。

それですすね、今後の日程の問題ですが、先生方には誠に申し訳ありませんが、インカメラでございまして、黒塗りしていないものは回収していただく。

会長 木更津市市民会館指定管理者に関する仕様書というのがございまして、仕様書の5頁から6頁あたりをちょっとご覧いただきたい。

高岡副主幹 先ほど本日お配りした資料の仕様書のなかの5頁から6頁、6頁目のところなのですが、一番上のところに情報公開に関する措置ということで、指定管理者は施設管理の透明性を高めるため、自らの基本方針、運営状況、財務状況等の情報の公開に関して規程類を整備するとともに、必要な事項に関して協定による定め、市が木更津市情報公開条例に基づき行う情報公開に留意しつつ適正な運用を図ること、という一文が仕様書のほうで示されております。

会長 指定管理者自身も施設管理の透明性を高めるために情報公開を図らなければならないという規程があるのだということでもよろしゅうございましてか。

委員 はい。

会長 規程類はあるのですか。市に。もしあるのであれば、管理者自らの規程によれば、これが出るのか出ない

のか判断ができますし。

総務行革課 確認させていただきたいと思います。

会長 そっちで出せるようになっているのに、こっちで出さないというのは筋が通りませんので、それは確認させていただいて、法規担当でご報告させていただくことでよろしゅうございますか。

総務行革課 そうさせていただきたいと思います。

会長 よろしく願いいたします。それでは、私が宿題をいただいたという形で、もう一点お謀りしたいのが、次回取りまとめのご報告をいたしますが、それに先立ってになるかもしれませんが、もし異議申立人のほうが口頭で意見陳述をしたい、こういう制度がございますので、先生方を口説き落としたいというふうにお考えになるかもしれません。その旨、事務局のほうから連絡がいつているかは解りませんが、通知を可能なはずでございまして、通知だが連絡だけが行われまして、異議申立人が口頭でご説明したいとご希望がございましたら、次回に日にちを調整いたしまして、口頭審理と意見陳述というものを出していただく。もしそれがなければ、次回には取りまとめをいたしまして、先生方にお集まりご意見を伺うと、いうことでよろしゅうございますか。

委員 はい。

高岡副主幹 本日諮問いたしましたので、諮問が口頭陳述という前提になりますので、今日、明日ぐらいには異議申立人に対して「こういった制度がございます」と、諮問を今日しましたと通知させていただきます。

会長 諮問だけです。

高岡副主幹 諮問したと。

会長 その他何か事務局から何かございましたら。

高岡副主幹 皆様、大変お忙しいので、日程調整をやっていただければ。叩き台、分類したものを作るとなると時間的に大変かかりそうなので、1ヶ月ぐらいいただいて、日程を調整させていただければと、11月の中旬ぐらいで決めていただけると。

会長 14日の16時。それぐらいの余裕があれば。

そのほかに他に何か。行革の規程があるかないか。できれば内部資料を提出を求めるというふうなことも差し支えがないと、審査会としてしなければならぬので、よろしく願います。

本日の日程を終わらせていただきます。以上をもちまして、23年度の第2回目の個人情報審査会を終わらせていただきます。皆様どうもお疲れ様でした。

以上

上記会議録を証するため下記署名する。

平成23年11月 日

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長

木更津市情報公開・個人情報保護審査会委員